

特定非営利活動法人障害者福祉チャレンジド・ネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人障害者福祉チャレンジド・ネットと称します。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県四日市市小林町3017番地8に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者の社会参加及び社会福祉に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4)災害救援活動
- (5)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6)科学技術の振興を図る活動
- (7)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 障害者の人権尊重のための活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助及び支援活動と人材の育成
- (2) 障害者の生活の質の向上、余暇の活用、社会参加、就労の場の確保等を市民、行政、当事者と協働の理念で創造及びこれらの相談と支援
- (3) 身体障害者福祉法に基づく公共施設内の売店における食料品、その他物品の販売、自動販売機等の設置に関わる福祉的就労の支援
- (4) 福祉情報・バリアフリー情報の提供と誰もが安全で安心して暮らせる快適なまちづくりの推進及び在宅福祉環境の整備と地域社会の構築
- (5) 県内の各障害者団体との連携を図るとともに地域生活支援システムの促進及び地域の各種行事への積極的な参画とその活動に対する支援

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とします。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同して財政支援等を行う個人又は団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければなりません。

- (1) 本会の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。
 - (2) 障害者の人権を尊重し、社会参加の推進に熱意と行動力を有するものであること。
2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
3. 賛助会員は、第1項第2号に掲げる条件を備えなければなりません。

4. 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが第1項第2号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。

5. 理事長は、第2項及び第4項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、会員の資格を失います。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく前年度会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しません。

第4章 役員、顧問及び相談役

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

(1)理事 3人以上10人以内

(2)監事 2人

2. 理事のうち、1人を理事長とします。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、監事は、理事会で選任し、総会において承認します。

2. 理事長は、理事の互選とします。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理します。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しません。

2. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行します。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

4. 監事は、次に掲げる職務を行います。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
3. 役員は、辞任又は任期満了時においても、後継者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は理事会の議決及び総会の承認により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3. 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(顧問及び相談役)

第20条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱します。

3. 顧問及び相談役は、特定の事項について、理事長の諮問に応じます。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 監事の選任又は解任
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) その他運営に関する重要事項の承認及び報告

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催します。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集します。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができません。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなします。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなします。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び報告事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければなりません。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の承認
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集します。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から28日以内に理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たります。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなします。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び報告事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければなりません。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとします。

(事業計画及び活動予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければなりません。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければなりません。

(予算の追加及び更生)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができます。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければなりません。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。
 4. この法人が解散したときは、理事が清算人となります。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、この法人と同様の目的をもつ法第11条第3項に掲げる者に譲渡するものとします。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置します。

2. 事務局には、事務局長及び事務局付の職員を置きます。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免します。

4. 理事は、事務局長及び職員と兼職することができます。

5. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定めます。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行います。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定めます。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

理事長 佐藤 政人

副理事長 本間 豊子

理事 山本 征雄

理事 小橋 和子

理事 井上 宇助

監事 小出 福重

監事 島田 都三男

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとします。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとします。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。

(1) 正会員 入会金 3,000円 年会費 2,000円

(2) 賛助会員 入会金 無 年会費 一口5,000円(一口以上)

原本に相違ありません。

特定非営利活動法人障害者福祉チャレンジド・ネット
理事 佐藤政人

【参 考】

- 平成16年1月26日 三重県指令生活第16-1-31号、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により、同日付認証
- 平成17年6月20日 事務所変更登記 起案 Y. YAMAMOTO
- 平成30年7月 日 法改正のため定款変更 起案 Y. YAMAMOTO